

資料1

令和5年 11月 22日
令和7年 12月 19日
一部改正

地域産業構造転換インフラ整備に係るプロジェクト選定の基本的考え方(改正案)

1. プロジェクト選定の基本的考え方

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体などの大規模な産業拠点整備等のうち、真に国策的見地から支援すべきプロジェクトであって、かつ、関連インフラを優先的に整備する高度の必要性・緊急性等があると認められるものを厳選して選定する。

2. プロジェクト選定の視点

以下の3つの視点を踏まえ、支援対象とするプロジェクトの選定を進める。

①国策的意義

(a) 半導体等の戦略分野における産業拠点整備

半導体など、国策的見地から支援すべき大規模な産業拠点整備を行うリーディングプロジェクトであって、相当規模の立地・投資を伴うものであること。

具体的には、

- ・政府の戦略分野(まず対応すべきは半導体分野)を中心とした産業構造の転換に資するプロジェクトであり、かつ、特に大規模なリーディングプロジェクトであること。
なお、投資規模については、概ね1,000億円を上回ることを目安とし、政策的意義や雇用など波及効果も考慮して総合的に判断する。
- ・法令に基づく認定その他の国の主体的な関与のもとで推進される民間プロジェクトであること。
- ・長期にわたる継続的かつ安定的な生産・稼働が見込まれること。

(b)産業構造転換に必要不可欠な脱炭素エネルギーの供給

地域の産業構造の転換及び国際競争力の強化等に必要不可欠な脱炭素エネルギーの大規模かつ安定的な供給に資するプロジェクトであること。

具体的には、

- ・産業構造転換等に伴う電力需要急増等に対応するため必要不可欠な脱炭素エネルギーの供給に関するプロジェクトであり、電力需給構造の脆弱性や電気料金の東西格差の是正に寄与するなど、特に大規模なリーディングプロジェクトであること。
- ・政府の基本方針や戦略に資するプロジェクトであり、国の主体的な関与のもとで推進される民間プロジェクトであること。
- ・長期にわたる継続的かつ安定的な供給・稼働が見込まれること。

② 関連インフラを優先的に整備する必要性・緊急性

関連インフラを優先的に整備する必要性・緊急性があること。

具体的には、

- ・新規に整備を行うプロジェクトにあっては、周辺地域において基礎的なインフラが整備されているなど、プロジェクトの立地箇所が産業用地としての需要に応じる基礎的な条件を備えるとともに、災害リスクによる影響が軽微であると見込まれるエリアへの新規立地であるなど、立地箇所として合理的なものであると認められるものであること。
- ・プロジェクトに伴って新たに追加的に生じるインフラの整備について、その整備の遅れが当該プロジェクトの安定的かつ円滑な事業の推進や地域における安全の確保に対する制約要因となることが見込まれ、優先的かつ緊急的にその解消を図る必要があること。
特に、脱炭素エネルギー供給に資する原子力発電所の再稼働にあっては、原子力発電所で事故を起こした原子力事業者が、事故後初めて稼働させる当該原子力事業者が管理する原子力発電所について、関係閣僚会議において確認された原子力発電所の防災体制の強化に係る方針に基づく関係府省庁間の協議・合意を踏まえて実施するものであること。
- ・追加的に整備を要する関連インフラが、複数種別にわたり、これらを一体的かつ集中的に整備する必要があること又は関係府省庁の連携により整備を行う必要があること。

③ 地方創生への寄与

雇用機会の創出、地域経済の活性化、生活環境の向上など、周辺地域の地方創生に寄与すること。